

原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府
とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の主要な内容	一
三	協定の実施のための国内措置	四

一 概説

1 協定の成立経緯

ベトナム社会主義共和国は、原子力の平和的利用を積極的に推進し、新規に原子力発電所の建設を進めているところ、今後、同国と我が国との間で原子力関連資機材及び技術の移転が増加することが予想されたことから、両政府は、平成二十二年（二十十年）六月に原子力協定の締結に向けた交渉を開始した。その後、同年九月から十月にかけて計三回にわたる交渉を行った結果、この協定の案文につき最終的な合意に至ったので、平成二十三年（二十十一年）一月二十日にハノイにおいて、日本側在ベトナム谷崎大使とベトナム側ティエン科学技術副大臣との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定の締結により、我が国とベトナムとの間で長期間にわたって安定的に核物質、原子力関連資機材及び技術を移転することが可能となり、また、これらの平和的利用が法的に確保されることから、この協定を締結することは極めて有意義である。

二 協定の主要内容

この協定は、前文、本文十五箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A及びBから成っており、その主要内容は次のとおりである。

- 1 この協定上、「認められた者」、「核物質」、「資材」、「設備」、「技術」、「開発」、「生産」、「使用」、「技術に基づく設備」、「回収され又は副産物として生産された核物質」及び「公開の情報」は、それぞれ定義された意義を有する。（第一条）
- 2 (1) この協定の下での協力は、ウラン資源の探鉱及び採掘、軽水炉の設計、建設及び運転、原子力の安全、放射性廃棄物の貯蔵、輸送、処理及び処分、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用、保障措置及び核セキュリティ、人的資源の開発、法的枠組みの作成、広報、研究及び開発等の分野において行うことができる。（第二条1）
- (2) (1)の協力は、専門家及び研修生の交換、公開の情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、この協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領等の方法により行うことができる。（第二条2）
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設

備並びにプルトニウムは、この協定の下では移転されない。(第二条3)

3 2の協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、核物質等の供給に係る協力については、それぞれの締約国政府が国際原子力機関の保障措置の適用を受諾していることを必要とするものとする。(第三条)

4 (1) この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。(第四条1)

(2) この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。(第四条2)

5 4の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定の適用を受ける核物質は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定等の適用を受ける。(第五条)

6 (1) 日本国及びベトナム社会主義共和国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約及び原子力の安全に関する条約に適合するように行動する。(第六条1)

(2) 両締約国政府は、この協定の適用を受ける核物質等が置かれ又は用いられる施設の安全性を確保するための措置の実施に関する相互に満足する取極を行うことができる。(第六条2)

7 (1) この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準(少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。)に従って防護の措置をとる。(第七条1)

(2) この協定の適用を受ける核物質の国際輸送について、日本国及びベトナム社会主義共和国は、核物質の防護に関する条約に適合するように行動する。(第七条2)

8 この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外(供給締約国政府の国の管轄内を除く。)に移転され、又は再移転されない。(第八条)

9 この協定の適用を受ける核物質は、両締約国政府が別段の合意をしない限り、ベトナム社会主義共和国の管轄内において、濃縮され、又は再処理されない。(第九条)

10 (1) 直接であると第三国を経由してであるとを問わず、両国の間において移転される核物質等は、予定されるこれらの移転を供給締

約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質等の移転に先立ち、移転される当該核物質等がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。(第十条1)

(2) この協定の適用を受ける核物質等は、この協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合等には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。(第十条2)

11 両締約国政府は、この協定の下での協力に基づいて生じた知的財産等の適切かつ効果的な保護を、両国が当事国である関係する国際協定等に従って確保する。(第十一条)

12 (1) この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。(第十二条1)

(2) この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が協議によって解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、仲裁裁判所に付託される。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。(第十二条2)

13 (1) 日本国政府又はベトナム社会主義共和国政府は、それぞれ、ベトナム社会主義共和国又は日本国について、この協定の一定の規定に対する違反をする場合等には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利を有する。(第十三条1)

(2) 日本国政府又はベトナム社会主義共和国政府は、それぞれ、ベトナム社会主義共和国又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、(1)に規定する権利と同じ権利を有する。(第十三条2)

(3) いずれか一方の締約国政府がこの協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、若しくはこの協定を終了させ、又はこの協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する行動をとるに先立ち、両締約国政府は、是正措置をとることを目的として協議し、適当な場合には、当該行動の影響及び原因となった事情が故意によるものか否かについて慎重に検討する。(第十三条3)

(4) いずれか一方の締約国政府は、(3)に規定する協議の後、(1)に規定する場合において、適当な期間内に他方の締約国政府が是正措

置をとらなかったとき、又は(2)に規定する場合において、是正措置を見いだすことができないと判断するときには、第十三条の規定に基づく権利を行使するものとする。(第十三条4)

14 (1) この協定は、両締約国政府の書面による合意によつて改正することができる。改正は、各締約国政府により、当該改正に必要なそれぞれの国内手続に従つて承認されるものとする。(第十四条1)

(2) この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の書面による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。(第十四条2)

15 (1) 各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。(第十五条1)

(2) この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までにこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。(第十五条2)

(3) 協力の停止又はこの協定の終了後においても、第一条、第四条から第九条まで、第十条2、第十二条及び第十三条の規定は、引き続き効力を有する。(第十五条3)

16 附属書Aは資材及び設備とされるものを、また、附属書Bは協定の適用を受ける核物質について実現すべき防護の水準をそれぞれ定めている。

17 この協定に関連し、核物質、原子力関連資機材及び技術の在庫目録の交換、国内の核物質計量管理制度の確立及び維持、ベトナムの管轄内の施設で原子力事故が起きた場合の国際原子力機関への通報及び同機関の勧告の実施等に係る補足的な合意事項を記録した合意された議事録が作成されている。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。